

工場等立地促進奨励金制度の概要

平成 28 年 4 月以降

○対象企業

伊勢市内に下記の工場等を新設、増設又は移設する事業者が対象となります。

奨励金を受けるためには、奨励措置事業者指定申請が必要です。必ず事業着手前にご相談ください。

○工場等とは

1. 物品の製造（加工及び修理を含む）の事業の用に供する施設

〔製造業〕

2. 研究開発、試験、分析又は検査の用に供する施設

〔自然科学研究所、及び商品・非破壊検査業 等〕

3. 情報サービス業等に属する事業の用に供する施設

〔放送業、情報サービス業、インターネット付属サービス業、映像・音声・文字情報制作業、コールセンター 等〕

4. ホテル業

〔ホテル営業（簡易宿所営業及び下宿営業を除く。）〕

○全ての奨励金に共通の要件

共通要件	・ 全業種
	■対象地域 市内全域 ■投下固定資産額 1億円以上（中小企業は5,000万円以上） ■建設開始から3年以内に操業すること ■奨励措置指定申請を用地の引渡し前までに行う。 （用地取得奨励金を受けない事業者は、工場等の建設着手前までに申請） ■伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例に基づく奨励金、伊勢市中心市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づく補助金を受けないこと
	4. ホテル業
	■300㎡以上の広間があること ■洋式の客室が100室以上あること （洋式の客室について、別途要件有）

○奨励金の種類

用地取得奨励金

・交付申請時期：操業開始から10日以内（伊勢市から用地取得した場合は、工場等の建設着手から10日以内）

要件	1. 物品の製造、2. 研究開発等、 3. 情報サービス業等	■市内の土地を3,000㎡以上購入
	4. ホテル業	■市内の土地を購入（面積要件なし）
補助金額	■新規常時雇用従業員数 5人以上（中小企業 3人以上） ■土地の引渡しの日から1年以内（造成工事を要する場合は5年以内）に建設に着手 【注】売買で取得した場合に限る。（親会社、子会社等からの取得は非該当。）	
	用地の売買代金又は本市が行う土地鑑定評価額を比較して低い額に『100分の30』を乗じて得た額	
限度額	3億円	

※新規常時雇用従業員数とは、奨励措置事業所指定時点と操業開始時点と比較して、市内事業所の総従業員数（雇用保険法の被保険者に限る）の純増数のうち新規常時雇用された人数を言う。

設備投資奨励金

・交付申請時期:

【1回目】 操業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度の翌年度の4月1日から30日までの間

【2回目以降】 補助の対象となる固定資産税が賦課される年度の翌年度の4月1日から30日までの間

要件	・全業種
	■新規常時雇用従業員数 ※奨励期間を通して維持すること ①市内に工場等がある事業所が市内に工場等を新設、増設又は移設した場合 5人以上(中小企業 3人以上) ②市内に工場等がない事業所が市内に工場等を新設、増設又は移設した場合 10人以上(中小企業 5人以上)
補助金額	【対象期間に取得した土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額相当額】 ■交付期間: 基準年度から3年間。 ただし、新規常時雇用従業員数が以下の要件を満たす場合は5年間。 ①市内に工場等がある事業所が市内に工場等を新設、増設又は移設した場合 10人以上(中小企業 5人以上) ②市内に工場等がない事業所が市内に工場等を新設、増設又は移設した場合 20人以上(中小企業10人以上) ※基準年度: 操業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度 ■固定資産税について、減免等の適用となる場合は、適用後の額。 (例: 半島振興法による固定資産税の不均一課税)
限度額	総額3億円

※新規常時雇用従業員数とは、奨励措置事業所指定時点と操業開始時点と比較して、市内事業所の総従業員数(雇用保険法の被保険者に限る)の純増数のうち新規常時雇用された人数を言う。

雇用奨励金

・交付申請時期: 操業開始後1年を経過した日から30日以内

要件	・全業種
	■新規常時雇用従業員数(伊勢市に住民票がある者に限る) 5人以上(中小企業 3人以上) ■上記従業員を操業開始日から起算して1年以上継続雇用していること ■雇用保険法の被保険者として確認できること
補助金額	伊勢市在住の新規常時雇用従業員数に『20万円』を乗じた額
限度額	4,000万円

※新規常時雇用従業員数とは、奨励措置事業所指定時点と操業開始時点と比較して、市内事業所の総従業員数(雇用保険法の被保険者に限る)の純増数のうち新規常時雇用された人数を言う。

お問い合わせ先 伊勢市産業観光部商工労政課 〒516-8601 三重県伊勢市岩渕 1-7-29
電話: 0596-21-5633 mail: syoko@city.ise.mie.jp